

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
1 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(1) 県民への意識啓発	1	啓発カードや広報誌等による周知啓発	D V 防止や相談機関案内するカードを県内の行政機関窓口等に設置。また、県 S N S に掲載。	-	D V 防止や相談機関案内するカードを県内の行政機関窓口等に設置。また、県 S N S に掲載。(予定)	-	こども家庭課
		2	パープルリボンキャンペーンの推進(国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進)	女性センターにてパープルライトアップや啓発グッズの配布・展示等を実施。	-	女性センターにてパープルライトアップや啓発グッズの配布・展示等を実施。	-	こども・女性課
		3	啓発パンフレットの作成や研修会での周知	D V 防止パンフレット及びカードを関係機関や啓発イベント等の機会に配布	-	D V 防止パンフレット及びカードを関係機関や啓発イベント等の機会に配布	-	こども・女性課
		4	ホームページの作成	県ホームページに女性に対する暴力防止対策事業の概要や被害者支援のためのパンフレット、D V 基本計画、相談窓口(S N S による相談含む)等を掲載。また市町村に対し、県ホームページをリンクさせるなどD V 防止のための啓発、相談窓口の周知を住民に対し実施するよう働きかけた。	-	県ホームページに女性に対する暴力防止対策事業の概要や被害者支援のためのパンフレット、D V 基本計画、相談窓口(S N S による相談含む)等を掲載。また市町村に対し、県ホームページをリンクさせるなどD V 防止のための啓発、相談窓口の周知を住民に対し実施するよう働きかける。	-	こども・女性課 こども家庭課
		5	外国人被害者等への多言語の啓発資料の作成、配布	女性活躍推進課ホームページより内閣府男女共同参画局、配偶者からの暴力被害者支援情報ページ(8種の外国語による支援情報を掲載)にリンク設定	-	こども・女性課ホームページより内閣府男女共同参画局、配偶者からの暴力被害者支援情報ページ(8種の外国語による支援情報を掲載)にリンク設定	-	こども・女性課
		6	「なら女性活躍推進俱乐部」の会員企業とともにパープルリボンキャンペーンの運動周知・啓発活動の取組	「なら女性活躍推進俱乐部」の会員企業とともに当運動の周知・啓発活動を実施。	-	「なら女性活躍推進俱乐部」の会員企業とともに当運動の周知・啓発活動を行う。	-	こども・女性課
	(2) 学校・家庭・地域での人権教育の推進	7	D V 予防啓発事業	高校生等を対象に、デートD V を未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して実施 講師: 参画ネットなら 実施状況: 高等学校等10校で開催	256	高校生等を対象に、デートD V を未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して委託事業として実施 講師: 参画ネットなら 実施状況: 高等学校等10校で開催予定	300	こども・女性課
		8	女性に対する暴力防止対策事業(令和5年度より講座事業)	D V 、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民への意識啓発を実施 ○女性への暴力防止に向けたセミナー 内容: D V のトラウマから回復するために 時期: R6.11.13(水) 10:00~12:00 場所: 奈良県女性センター 講師: 女性ライフサイクル研究所 所長 西 順子 氏 受講決定者: 15人	64	D V 、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民への意識啓発を実施 ○女性への暴力防止に向けたセミナー 内容: 知っておきたいデジタル性暴力のこと 時期: R7.11.7(金) 14:00~16:00 場所: 奈良県女性センター 講師: 追手門学院大学 教授 横浜思春期問題研究所 副所長 櫻井 鼓 氏 受講決定者: 38人	112	女性センター
		9	家庭支援推進保育事業(「人権にかかる保育マニュアル」の活用)	人権を大切にする保育の研修を統一した内容で計画的かつ効率的に行うため、研究機関が行う研修に要する経費に対し補助を実施	1,800	今後も引き続き人権を大切にする保育の研修を統一した内容で計画的かつ効率的に行うため、研究機関が行う研修に要する経費に対し補助を実施	1,800	こども保育課
		10	スクールカウンセラー活用事業	不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内公立小学校(77校)、県内全公立義務教育学校(9校)、県内全公立中学校(94校)及び全県立学校(36校)にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて単独配置のない小学校からの要望にも対応した。	215	不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内公立小学校(178校)、県内全公立義務教育学校(9校)、県内全公立中学校(94校)及び全県立学校(37校)にスクールカウンセラーを配置。	646	教育研究所

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
1 配偶者等 からの暴力 を許さない意 識の醸成	(2) 学校・家 庭・地域での 人権教育の 推進	11	教職員研修における周知活動：初任者研修・課題別研修の実施	初任者研修講座（小・中・高・特）において「男女共同参画社会と学校教育」というテーマで、課題別研修「男女共同参画社会の実現に向けて研修講座」において講義等を実施。 R 6 講座受講実数：485人〔初任者研修（240）課題別研修「男女共同参画社会の実現に向けて研修講座」（4）〕	-	初任者研修講座（小・中・高・特）「男女共同参画社会と学校教育」（12/24）というテーマで実施予定、課題別研修「学校における男女共同参画社会推進研修講座」（7/22～8/18：オンデマンド）において講義等を実施。	-	教育研究所
		12	これからの時代のための総合人権講座開催事業	地域での人権の取組の核となる人材の養成とその積極的な活用を図るため、「これからの時代のための総合人権講座」を開催 R6.7.30～11.7のうち6日間・12講座 R6.11.27～R7.2.12のうち4日間・8講座 R6.8.21、9.26 5講座（行政職員向け講座） R6.9.18、11.15 6講座（事業者向け講座）	2,270	地域での人権の取組の核となる人材の養成とその積極的な活用を図るため、「これからの時代のための総合人権講座」を開催 R7.7.31～11.6のうち6日間・12講座 R7.11.26～R8.2.13のうち3日間・6講座 R7.8.20、9.25 5講座（行政職員等人権学習コース） R7.9.17、12.11 6講座（事業者編）	2,206	人権施策課
		13	なら・ヒューマンフェスティバル	さまざまなアトラクション、資料展示、模擬店・物産展などの催しを通して、多くの人々が楽しみながら人権を身近に感じ、同和問題をはじめとする人権問題について理解を深めることを目的として「第30回なら・ヒューマンフェスティバル」を開催 場所 平群町総合文化センター 日時 令和6年11月9日	3,301	さまざまなアトラクション、資料展示、模擬店・物産展などの催しを通して、多くの人々が楽しみながら人権を身近に感じ、同和問題をはじめとする人権問題について理解を深めることを目的として「第31回なら・ヒューマンフェスティバル」を開催 場所 明日香村役場中央公民館 日時 令和7年11月1日	3,600	人権施策課
		14	人権情報誌の発行	-	0	-	0	人権施策課
		15	人権メッセージ作品集の作成	県民一人ひとりが、自分の問題として主体的に人権について考えるきっかけを提供するため、人権に関するメッセージを広く募集し、応募作品の中から選ばれた優秀作品をまとめた人権メッセージ作品集を作成（R7.2発行） 市町村、学校、関係団体等に配布	887	県民一人ひとりが、自分の問題として主体的に人権について考えるきっかけを提供するため、人権に関するメッセージを広く募集し、応募作品の中から選ばれた優秀作品をまとめた人権メッセージ作品集を作成（R7.2発行予定） 市町村、学校、関係団体等に配布予定	1,582	人権施策課
		16	人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進	人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用を推進し、取組のさらなる充実を図る。そのための活用状況について調査を実施。	-	人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用を推進し、取組のさらなる充実を図る。そのための活用状況について調査を実施予定（R8、2月頃）。	-	人権・地域教育課
		17	企業内人権問題推進事業	・人権問題の正しい理解と認識を深めるため、県内企業主を対象とする研修を奈良労働局と共に1回（令和6年9月2日）、県主催で2回（令和7年1月20日・27日）実施。 ・雇用の安定、就職差別の撤廃、人権教育・啓発社内研修の実施促進を目的に設置している奈良県企業内人権センターにおける各種事業（公正採用選考人権啓発推進員制度等についての企業への巡回指導等）。	1,046	・人権問題の正しい理解と認識を深めるため、県内企業主を対象とする研修を奈良労働局と共に1回（令和7年9月1日）、県主催で2回（令和8年1月）実施予定。 ・雇用の安定、就職差別の撤廃、人権教育・啓発社内研修の実施促進を目的に設置している奈良県企業内人権センターにおける各種事業（公正採用選考人権啓発推進員制度等についての企業への巡回指導等）。	1,618	経営支援課
	(3) DV加害者への取組	18	「DV相談支援セミナー」の開催	県・市町村・関係機関等のDV相談員を対象に、DV被害者支援の一環として「DV加害者プログラム」のセミナーを実施。 第2部（令和7年2月4日）において実施。	99	県・市町村・関係機関等のDV相談員を対象に、DV被害者支援の一環として「DV加害者プログラム」のセミナーを実施予定 第2部（令和8年2月頃）において実施予定。	181	こども家庭課

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
2 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	19	D V 被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用	市町村対象の研修、D V 相談支援セミナーにおいてD V 相談支援セミナーにて「D V 被害者相談共通シート」を周知し、活用促進を図る。	-	市町村対象の研修、D V 相談支援セミナーにおいてD V 相談支援セミナーにて「D V 被害者相談共通シート」を周知し、活用促進を図る。	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		20	「D V 相談支援セミナー」の開催	<p>「D V 相談支援セミナー」の開催 <第1部></p> <p>【日時】令和7年1月14日 9:45～16:30 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央こども家庭相談センター女性相談支援センター D V 等相談支援対応について<基礎編>～「手引き」を用いて～ ・奈良県警察本部人身安全対策課 警察による暴力事案の対応について ・弁護士法人ナラハ奈良法律事務所（金丸有希弁護士） D V 相談に役立つ法律知識等について ・日本福祉大学社会福祉学部 準教授 増井香名子 D V 等相談支援対応について<応用編> ～ミニ講義・事例を用いたグループワークを通して～ 参加者：48名 <p><第2部></p> <p>【日時】令和7年2月4日 14:00～16:00 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非暴力ルーム大阪NOVO 参画ネットなら 松村徳子、風味良美 D V 加害者プログラムについて、グループワーク 参加者：41名 	120	<p>「D V 相談支援セミナー」の開催 <第1部></p> <p>【日時】令和7年9月19日 13:35～16:30 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋篠法律事務所（新田令華弁護士） D V 相談に役立つ法的知識等について ・奈良県警察本部人身安全対策課 警察による暴力事案の対応について ・中央こども家庭相談センター女性相談支援センター D V 等相談支援対応について<基礎編> 参加者：53名 <p><第2部></p> <p>【日時】令和8年2月13日 午後（開催予定） 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 NFHCC 日本フォレンジックヒューマンケアセンター 代表理事 長江美代子 D V 等相談支援対応について<応用編> ～ミニ講義・事例を用いたグループワークを通して～（仮） ・非暴力ルーム大阪NOVO 参画ネットなら 松村徳子、風味良美 D V 加害者プログラムについて（仮） 	167	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		21	支援マップの作成	個別支援の中や研修会等で支援マップを活用	-	個別支援や研修会等で支援マップを活用した。	-	中央こども家庭相談センター
	(2) 市町村におけるDV 対策の促進	22	「D V 相談支援セミナー」の開催（再掲）	<p>「D V 相談支援セミナー」の開催 <第1部></p> <p>【日時】令和7年1月14日 9:45～16:30 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央こども家庭相談センター女性相談支援センター D V 等相談支援対応について<基礎編>～「手引き」を用いて～ ・奈良県警察本部人身安全対策課 警察による暴力事案の対応について ・弁護士法人ナラハ奈良法律事務所（金丸有希弁護士） D V 相談に役立つ法律知識等について ・日本福祉大学社会福祉学部 準教授 増井香名子 D V 等相談支援対応について<応用編> ～ミニ講義・事例を用いたグループワークを通して～ 参加者：48名 <p><第2部></p> <p>【日時】令和7年2月4日 14:00～16:00 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非暴力ルーム大阪NOVO 参画ネットなら 松村徳子、風味良美 D V 加害者プログラムについて、グループワーク 参加者：41名 	120	<p>「D V 相談支援セミナー」の開催 <第1部></p> <p>【日時】令和7年9月19日 13:35～16:30 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋篠法律事務所（新田令華弁護士） D V 相談に役立つ法的知識等について ・奈良県警察本部人身安全対策課 警察による暴力事案の対応について ・中央こども家庭相談センター女性相談支援センター D V 等相談支援対応について<基礎編> 参加者：53名 <p><第2部></p> <p>【日時】令和8年2月13日 午後（開催予定） 【場所】奈良県社会福祉総合センター 大会議室 【対象】市町村職員、D V 協議会構成団体 他 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 NFHCC 日本フォレンジックヒューマンケアセンター 代表理事 長江美代子 D V 等相談支援対応について<応用編> ～ミニ講義・事例を用いたグループワークを通して～（仮） ・非暴力ルーム大阪NOVO 参画ネットなら 松村徳子、風味良美 D V 加害者プログラムについて（仮） 	167	こども家庭課・中央こども家庭相談センター

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
2 配偶者等 からの暴力 を許さない社 会づくりのた めの推進体 制整備	(2)市町村 におけるDV 対策の促進	23	市町村等の相談業務充実のための「DV相談の手引き」を作成、配布	「DV等相談対応の手引き」をR6.4に市町村に提供した。	-	「DV相談支援セミナー」において、「DV等相談対応の手引き」を基に講義を実施した。(第1部)	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		24	相談や保護の中心的機関として市町村等との連携強化の促進	個別ケース支援の早期から、市町村の児童福祉、高齢者福祉等の関係各課と連携を進めた。	-	個別ケースの支援において、市町村等の関係機関との早期の連携強化を図る。	-	中央こども家庭相談センター
		25	DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進	県で令和5年3月に策定した令和9年度までを計画期間とする「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」を市町村に情報提供するとともに、各市町村においても、県の基本計画を勘案し市町村基本計画の策定に努めるよう依頼。	-	県で令和5年3月に策定した令和9年度までを計画期間とする「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」を市町村に情報提供するとともに、各市町村においても、県の基本計画を勘案し市町村基本計画の策定に努めるよう依頼。	-	こども家庭課
		26	奈良弁護士会と協働した、弁護士による市町村等の相談員支援に向けた法律相談体制整備	【R6年度新規事業】 奈良弁護士会と協働した弁護士による市町村等相談員支援の実施 相談件数：4件	5	R6年度に引き続き、R7年度においても、奈良弁護士会と協働した弁護士による市町村等相談員支援を実施 相談件数：0件 (11月末時点)	500	こども家庭課
		27	市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議での周知啓発	-	-	-	-	こども・女性課
		28	地域に身近な男女共同参画等計画策定支援事業	令和元年度に作成したマニュアルを町村へ周知し策定を促す (「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」において、説明を実施)。 希望のある町村へは個別支援を実施。	-	令和元年度に作成したマニュアルを町村へ周知し策定を促す (「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」において、説明を実施)。 希望のある町村へは個別支援を実施予定。	-	こども・女性課 こども家庭課
		※	市町村担当者会議等での周知啓発	「第2回奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための支援調整会議」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための市町村担当者会議」の開催 時期：R6.9.19 場所：橿原総合庁舎 101会議室(橿原市) 内容：各団体が抱える好事例及び課題、困難な問題を抱える女性への相談支援のながれ、意見交換 参加：40団体、58名(うち市町村 22名) 「第2回 市町村こども・子育て等関係部長会議」 (第3回ジェンダーギャップを考えるトップセミナー同時開催) 時期：R6.11.8 場所：橿原総合庁舎 101会議室(橿原市) 内容：県のこども・子育て施策と今後の方針について 参加：実地 14市町村 22名、オンライン 15市町村	-	「令和7年度第1回奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための支援調整会議」の開催 時期：R7.10.29 場所：橿原総合庁舎 101会議室(橿原市) 内容：官民協働等女性支援事業について事業内容説明、意見交換 参加：38団体、50名(うち市町村 25名) ※市町村担当者会議は未開催	-	こども・女性課

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
2 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(3)関係機関との連携強化	29	民間団体等との連携、協働の推進	必要に応じ、関係機関、民間団体等と連携やケース会議等を実施	-	令和6年度に引き続き、令和7年度においても必要に応じて関係機関及び民間団体等と連携やケース会議等を実施した。	-	中央こども家庭相談センター
		30	「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の運営	「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の開催予定 【日時】R7.1.20 【場所】奈良教育会館 【対象】DVに関する相談や自立支援の関係機関等 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・ DV被害相談の現状・ 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」の施策の取組状況等・ 奈良県困難問題を抱える女性への支援のための基本計画に基づく取組状況等・ 市町村におけるDV相談対応に係る課題について【非公開】	8	「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の開催予定 【日時】R7.12.24 【場所】奈良教育会館 【対象】DVに関する相談や自立支援の関係機関等 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・ DV被害相談の現状・ 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」の施策の取組状況等・ 男性のDV被害者への支援について	13	こども家庭課
		31	民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員の地域における見守り活動等(DVの早期発見、早期通報等)の活動に対して、市町村に負担金を交付	157,080	民生委員・児童委員の地域における見守り活動等(DVの早期発見、早期通報等)の活動に対して、市町村に負担金を交付	162,500	地域福祉課
3 安心して相談できる体制の強化	(1)安心して相談できる体制の強化	32	「手引き」、「相談共通シート」の活用促進	「DV等相談対応の手引き」をR6.4に市町村に提供した。 「DV被害者相談共通シート」とともにDV相談支援セミナーにて周知。活用促進を図る。 DV被害者相談共通シート発行：8件	-	「DV被害者相談共通シート」とともにDV相談支援セミナーにて周知。活用促進を図る。 DV被害者相談共通シート発行 R7年度(10月末現在)：1件	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		33	「女性の相談窓口一覧」の作成、配布	印刷用データを作成し、関係機関へ提供 配布先：県関係機関、市町村、警察、国関係機関、相談窓口掲載団体等	-	印刷用データを作成し、関係機関へ提供 配布先：県関係機関、市町村、警察、国関係機関、相談窓口掲載団体等	-	こども・女性課
		34	女性相談対策事業 DV被害者支援事業	電話相談：月～金9:00～20:00 土日祝13:00～16:30 来所相談：月～金9:00～16:00(要予約) 相談延件数(R6年度計) 電話相談件数：県：1,675(うち、中央：1,185) 来所相談件数：県：232(うち、中央：74) その他：県：8(うち、中央：4) 計：県：1,915(うち、中央：1,263) ※DV以外(精神的問題、離婚問題等)の相談を含む	-	電話相談：月～金9:00～20:00 土日祝13:00～16:30 来所相談：月～金9:00～16:00(要予約) 相談延件数(令和7年4月～9月) 電話相談件数：831 来所相談件数：118 その他：11 計：961 ※DV以外(精神的問題、離婚問題等)の相談を含む	-	中央こども家庭相談センター
		35	様々な相談ツールの充実・周知	県・市町村の相談窓口のほか、DV相談+(内閣府設置相談窓口)における、24時間受付のメール相談やチャット(12時～22時)の周知(HP・SNS)	-	県・市町村の相談窓口のほか、DV相談+(内閣府設置相談窓口)における、24時間受付の電話やチャット(12時～22時)の周知(HP・SNS(予定)等)	-	こども家庭課
		36	性暴力被害者支援事業	奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」を運営 火～土9:00～17:00 祝日・12/28～1/4を除く(月曜日が祝日と重なるときはその直後の平日も除く) ※夜間・休日は民間のコールセンターに委託し、24時間365日での相談体制を整備	15,408	奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」を運営 火～土9:00～17:00 祝日・12/28～1/4を除く(月曜日が祝日と重なるときはその直後の平日も除く) ※夜間・休日は民間のコールセンターに委託し、24時間365日での相談体制を整備	18,404	こども・女性課
		37	小・中・高生対象メール相談窓口「悩みならメール」	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員が生徒から寄せられた相談に対応した。	128	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員が児童生徒から寄せられた相談に対応。	207	教育研究所

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
3 安心して相談できる体制の強化	(1) 安心して相談できる体制の強化	38	女性のための相談事業（弁護士による法律相談）	女性が抱えるさまざまな悩みや問題（人生、健康、家族、夫婦、男女、対人関係、性、教育・学校、法律・経済、社会・文化・環境等）について相談に応じるため女性相談窓口を設け、女性相談員による無料相談を実施（必要に応じ弁護士による法律相談可） 火～金、土、日・祝9:00～17:00 (休館日除く) 相談件数：2,407件	1,504	女性が抱えるさまざまな悩みや問題（人生、健康、家族、夫婦、男女、対人関係、性、教育・学校、法律・経済、社会・文化・環境等）について相談に応じるため女性相談窓口を設け、女性相談員による無料相談を実施（必要に応じ弁護士による法律相談可） 火～金、土、日・祝9:00～17:00 (休館日除く)	1,978	女性センター
		39	男性のための相談事業（令和4年度より相談事業）	男性のさまざまな悩みごと（働き方、心の問題、夫婦関係、職場の人間関係など）について相談に応じるため男性のための相談窓口を設け、男性相談員による無料相談を実施 窓口開設日：第1・第3土14:00～16:50（祝日・休館日除く） 相談件数：64件	325	男性のさまざまな悩みごと（働き方、心の問題、夫婦関係、職場の人間関係など）について相談に応じるため男性のための相談窓口を設け、男性相談員による無料相談を実施 窓口開設日：第1・第3土14:00～16:50（祝日・休館日除く）	378	女性センター
		40	女性のための相談事業（令和4年度より相談事業）（女性相談機関研修会）	「奈良県女性相談機関研修会」の開催 第1回 R6.10.11（金）13:00～15:00 「アンコンシャス・バイアスと身近なジェンダーについて考える」 講師：奈良県女性センター男女共同参画 いきいきサポートチーム「いきサポ座」 受講決定者：20人 第2回 R6.11.7（木）10:00～12:00 「女性の生きづらさとジェンダー」 講師：NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会代表理事 フェミニストカウンセリング堺 加藤 伊都子 氏 受講決定者：30人 第3回 R6.11.7（木）13:00～15:00 「対人援助者の二次受傷とセルフケア」 講師：フェリアン 臨床心理士 公認心理師 北原 純梨 氏 受講決定者：30人 第4回 R6.11.22（金）9:30～11:30 「基本的な精神疾患と相談対応について」 講師：奈良県精神保健福祉センター 調整員 伊東 千絵子 氏 受講決定者：42人 場所：奈良県女性センター	95	「奈良県女性相談機関研修会」の開催 第1回 R7.8.20（水）10:00～12:00 「相談支援におけるトラウマインフォームドケア」 講師：武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授 大岡 由佳 氏 受講決定者：30人 第2回 R7.9.10（水）10:00～15:00（12:00～13:00休憩） 「傾聴力を鍛えよう＜第1部＞傾聴の基礎 ＜第2部＞実践」 講師：コラボレーション実践研究所 所長 大阪府立大学名誉教授 山中 京子 氏 受講決定者：24人 第3回 R7.9.26（金）14:00～16:00 「依存症についての知識と相談対応について」 講師：奈良県精神保健福祉センター 所長 伊東 千絵子 氏 受講決定者：29人 場所：奈良県女性センター	153	女性センター
		41	こころの健康相談事業	人権問題に関し、心の不安の訴えや精神的に不安定な方からの相談に対応するため心理専門職を配置 相談件数：12件	189	人権問題に関し、心の不安の訴えや精神的に不安定な方からの相談に対応するため心理専門職を配置	189	人権施策課
		42	人権相談窓口の設置	人権施策課内に人権相談窓口（相談室）を設置し、電話、来庁による県民からの人権に関する相談に対応、相談内容に応じて関係機関への橋渡し等を実施 人権相談件数：113件	-	人権施策課内に人権相談窓口（相談室）を設置し、電話、来庁による県民からの人権に関する相談に対応、相談内容に応じて関係機関への橋渡し等を実施	-	人権施策課
		43	人権相談ネットワーク推進事業	人権相談に関する関係機関で構成する「人権相談ネットワーク」の相談員のスキルアップのための研修会等を開催 ○「さまざまな人権課題に関わるアドバイザー研修会」の開催 R6.11.27～R8.2.12のうち4日間・8講座 ○「加盟機関相談員交流会」の開催 R7.2.28	127	人権相談に関する関係機関で構成する「人権相談ネットワーク」の相談員のスキルアップのための交流会を開催 ○「さまざまな人権課題に関わるアドバイザー研修会」の開催 R7.11.26～R8.2.13のうち3日間・6講座 ○「加盟機関相談員交流会」の開催 R8.3.6開催予定	422	人権施策課

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6年度	決算額 (千円)	R 7年度	予算額 (千円)	担当課
3 安心して相談できる体制の強化	(1)安心して相談できる体制の強化	44	スクールソーシャルワーカー派遣事業	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー10名を学校及び市町村教育委員会等に派遣した。 (R3年度より、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を廃止し、「生活支援アドバイザー派遣事業」を「スクールソーシャルワーカー派遣事業」に名称変更)	486	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー13名を学校及び市町村教育委員会等に派遣。	1,025	教育研究所
		45	警察における相談体制の整備	警察本部生活安全部人身安全対策課に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案等に24時間対応するための三交替勤務員（女性警察官各1名）の配置 県下12警察署に女性警察官106名を被害者支援要員として指定	-	警察本部生活安全部人身安全対策課に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案等に24時間対応するための三交替勤務員（女性警察官各1名）の配置 県下12警察署に女性警察官91名を被害者支援要員として指定	-	警察本部
	(2)相談員等の育成	46	警察相談員の相談技術の向上	警察安全相談・被害者支援に関する専科教養の充実 各種専科生、入校生に対する教養の実施 各警察署への巡回指導の実施 部外講座の受講 相談関係機関による情報交換会の実施による関係機関との連携強化	-	警察安全相談・被害者支援に関する専科教養の充実 各種専科生、入校生に対する教養の実施 各警察署への巡回指導の実施 部外講座の受講 相談関係機関による情報交換会の実施による関係機関との連携強化	-	警察本部
	(3)苦情処理体制の整備	47	苦情処理体制の整備	適宜対応	-	適宜対応	-	各機関
4 DV被害者を安心・安全に保護する体制の強化	(1)一時保護体制の確保	48	女性相談対策事業	一時保護実人員（R6年度計） 女性：34名 同伴児：22名 同伴者：1名 ※DV以外の一時保護を含む	-	一時保護実人員（令和7年4月～9月） 女性：23名 同伴児：18名 同伴者：0名 ※DV以外の一時保護を含む	-	中央こども家庭相談センター
		49	DV被害者支援センター一時保護機能強化事業	夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに一時保護を実施。県内3カ所の母子生活支援施設への一時保護委託も必要に応じて実施 一時保護中の被害者が保護命令の申立する場合、申立書作成の支援、裁判所への同行支援を実施 一時保護所女性生活支援員に対する研修（連絡会）を実施（3回）	-	夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに一時保護を実施している。また、県内3カ所の母子生活支援施設への一時保護委託も必要に応じて実施している。 一時保護中の被害者が保護命令の申立を行う場合は申立書作成の及び裁判所への同行支援を実施している。 令和7年4月に一時保護所女性生活支援員に対する研修を実施。今後も実施予定。	-	中央こども家庭相談センター
		50	都道府県域をこえた保護の実施	他府県からの受け入件数：0 他府県への依頼件数：0	-	令和7年4月～9月 他府県からの受け入件数：0 他府県への依頼件数：0	-	中央こども家庭相談センター
		51	被害者の安全保護のための、保護命令申請等の情報提供と地裁への同行などの支援	保護命令申立時、弁護士相談時、医療機関受診時等には被害者の安全確保のため必ず職員が同行支援を行った。 保護命令申立支援件数：19件 書面提出件数：17件	-	保護命令申立、弁護士相談及び医療機関受診時には被害者の安全を確保するために必ず職員が同行支援を行った。 保護命令申立支援件数：10件（R7年9月末現在） 書面提出件数：1件	-	中央こども家庭相談センター
	(2)DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保	52	心理担当職員による心のケア	心理担当職員配置により実施 心理面接：37、同伴児童心理面接：0 心理検査：17 助言：6 心理療法：67	-	心理担当職員配置により実施（令和7年4月～9月） 心理面接：31、同伴児童心理面接：6 心理検査：21 助言：9 心理療法：32	-	中央こども家庭相談センター
		53	心理担当職員及び児童相談部門と連携した子どもの心のケアの実施	心理担当職員、女性相談支援員等が必要に応じて児童相談部門と連携し、子どもの心のケアを実施	-	令和6年度に引き続き、心理担当職員及び女性相談支援員等が必要に応じて児童相談部門と連携し、子どもの心のケアを実施する。	-	中央こども家庭相談センター

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
4 DV被害者を安心・安全に保護する体制の強化	(2) DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保	54	DVセンター、警察、福祉事務所等の連携による被害者への迅速、適切な安全確保と保護	夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに一時保護を実施中で適宜、連携を取りながら実施	-	夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに関係機関と連携を取りながら一時保護を実施した。	-	中央こども家庭相談センター
		55	被害者及び同伴児童を加害者から保護するための警察署との連携による警備体制の強化	平時より被害者及び同伴児の安全のため、所轄署及び県警本部人身安全対策課と連携	-	平時より被害者及び同伴児の安全のため、所轄署及び県警本部人身安全対策課と連携して安全な保護体制を確保する。	-	中央こども家庭相談センター
		56	同伴するこどもを加害者から守るための、DVセンターにおける、学校、保育所等との連携	必要に応じ、児童相談部門を始めとする関係各機関と連絡、連携の実施	-	必要に応じて児童相談部門を始めとする関係機関と連携して安全な保護体制を確保する。	-	中央こども家庭相談センター
		57	外国人、障害者等の人権を尊重した対応の徹底	一時保護中の被害者及び同伴児等に対して母国語での通訳の確保、関係機関への同行支援等を実施	-	一時保護中の被害者及び同伴児等に対して母国語での通訳の確保、関係機関への同行支援等を実施する。	-	中央こども家庭相談センター
		58	被害者の個人情報を扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底	個人情報の適切な管理と個人情報の保護の徹底に努めた。	-	個人情報の適切な管理と個人情報の保護の徹底に努める。	-	中央こども家庭相談センター
		59	被害者の安全を最優先とした厳正な対処	法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めるとともに、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪に当たる場合には厳正に対処し、被害者の安全確保を徹底	-	法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めるとともに、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪に当たる場合には厳正に対処し、被害者の安全確保を徹底	-	警察本部
		60	犯罪被害者の安全確保のための中長期的避難場所の提供	借用住宅事業所との協定により、中長期的避難場所の提供制度を運用	840	借用住宅事業所との協定により、中長期的避難場所の提供制度を運用	630	警察本部
		61	被害者緊急通報システムの運用	配偶者等からの暴力事案の被害者等に携帯電話を貸与し、被害者等が急場において、位置情報を発信することにより警察官が現場へ臨場し、被害者等の身体等の安全確保を図る	281	配偶者等からの暴力事案の被害者等に携帯電話を貸与し、被害者等が急場において、位置情報を発信することにより警察官が現場へ臨場し、被害者等の身体等の安全確保を図る	330	警察本部
		62	ストーカー・配偶者等からの暴力被害者の一次避難等経費の公費負担制度	配偶者等からの暴力事案のうち、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対して、民間宿泊施設への一次避難に伴う費用について公費負担を実施	33	配偶者等からの暴力事案のうち、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対して、民間宿泊施設への一次避難に伴う費用について公費負担を実施	98	警察本部
		63	ストーカー加害者等に対する精神医学的治療等制度	警察で対応したストーカー加害者等の内、一定条件を満たす者に対し、精神医学的な治療、カウンセリング等、適切な措置を施し、加害者の被害者に対する執着心や支配意識を取り除くための適切な措置を施すことにより、再犯を防止し、被害者の安全確保を図る	-	警察で対応したストーカー加害者等の内、一定条件を満たす者に対し、精神医学的な治療、カウンセリング等、適切な措置を施し、加害者の被害者に対する執着心や支配意識を取り除くための適切な措置を施すことにより、再犯を防止し、被害者の安全確保を図る	78	警察本部
5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(1) 総合的な支援の強化	64	日本司法支援センター（法テラス）等による被害者相談や民事法律扶助等の情報提供	法テラスや奈良弁護士会の民事部による無料の弁護士相談等の制度の紹介及び同行支援の実施	-	法テラスや奈良弁護士会の無料弁護士相談等の制度を紹介し、弁護士相談をする際は同行支援を行う。	-	中央こども家庭相談センター
		65	一時保護中の被害者の自立のための生活指導、諸制度の情報提供、その他自立に必要な援助	個々の被害者に応じた自立のための生活指導、生活再建、自立支援に向けた諸制度についての情報提供、同行支援、関係機関との連絡連携を実施	-	個々の被害者に応じた自立のための生活指導、生活再建、自立支援に向けた諸制度についての情報提供、同行支援、関係機関との連絡連携を実施する。	-	中央こども家庭相談センター
		66	福祉事務所と連携した支援	生活保護、母子生活支援施設等の制度について、必要に応じ連絡、連携、情報交換を実施し、被害者の自立に向けた支援を実施	-	生活保護及び母子生活支援施設等の制度について、必要に応じ連絡、連携、情報交換を実施し、被害者の自立に向けた支援を実施する。	-	中央こども家庭相談センター

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
5 DV被害者への自立に向けた支援の強化	(1)総合的な支援の強化	67	児童養護施設等児童保護措置費（母子生活支援施設分）	県福祉事務所（所管：十津川村以外の町村）が母子を母子生活支援施設に入所させた場合、施設に対し、国とともに措置費を支弁	22,898	県福祉事務所（所管：十津川村以外の町村）が母子を母子生活支援施設に入所させた場合、施設に対し、国とともに措置費を支弁	21,737	こども家庭課
		68	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付 【対象】母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 【内容】生活の節目となる時（主に子の修学、就職等）に必要となる場合等に、低金利または無利子で資金を貸付 実績：母子63件 38百万円、父子4件 5百万円、寡婦2件 1百万円	43,186	母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付 【対象】母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 【内容】生活の節目となる時（主に子の修学、就職等）に必要となる場合等に、低金利または無利子で資金を貸付	53,700	こども家庭課
		69	住民基本台帳の閲覧制限等に係る情報提供	住民基本台帳の閲覧制限に関する支援措置について、市町村に対し随時周知	-	住民基本台帳の閲覧制限に関する支援措置について、市町村に対し随時周知	-	こども家庭課
		70	警察での行方不明者届の不受理措置	「警察本部長等の援助」に基づく、住所又は居所を知られないようにするための適切な措置を実施	-	「警察本部長等の援助」に基づく、住所又は居所を知られないようにするための適切な措置を実施	-	警察本部
		71	生活保護費事業	生活困窮者に対する保護の実施及び自立支援	5,391,722	生活困窮者に対する保護の実施及び自立支援	5,318,577	地域福祉課
		72	生活困窮者自立支援対策事業	生活困窮者に対する自立支援相談等の実施	84,116	生活困窮者に対する自立支援相談等の実施	93,298	地域福祉課
		73	保険者指導育成事業	国民健康保険事業の運営が適切かつ健全に行われるよう、保険者である市町村に対し、必要な指導及び助言並びに制度の周知等を実施	564	国民健康保険事業の運営が適切かつ健全に行われるよう、保険者である市町村に対し、必要な指導及び助言並びに制度の周知等を実施	1,372	医療保険課
	(2)就業支援の強化	74	しごとiセンターにおける仕事相談・就業支援等	・電話・窓口相談件数：奈良3,483件、高田2,568件 ・奈良と高田にて無料職業紹介所を設置 登録求人件数：196件・639人 登録求職者数：146人 内定者数：49人	61,395	「しごと相談ダイヤル」による電話及び窓口相談、市町村連携による相談窓口の拡充、就職に関する各種情報の提供、職業適性診断、内職のあっせん・紹介 県内企業と県内で働きたい方との雇用のマッチング支援、大学等との連携強化による新卒者就業支援	54,098	奈良しごとiセンター
		75	奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）における就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会の開催等	（こども家庭課） 就業相談を実施 【相談延べ件数】1,108件 ※市町村での児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村（9市町）に出向き、また必要に応じて個別対応する等、積極的に県民の方の困りごとを把握し、支援に繋げるとともに、支援後のアフターフォローを行うなどアウトリーチ型の支援を実施。 就業情報を提供 【バンク登録者への定期情報提供延べ人数】781人 就業支援のためのパソコン講習会を開催 【受講者】16人	1,477	（奈良しごとiセンター） 就業相談を実施 【相談延べ件数】465件（R7.4～R7.11.1） ※市町村での児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村（1市）に出向き、また必要に応じて個別対応する等、積極的に県民の方の困りごとを把握し、ハローワークと連携して支援に繋げるとともに、支援後のアフターフォローを行うなどアウトリーチ型の支援を実施。 就業情報を提供 【バンク登録者への定期情報提供延べ人数】158人（R7.4～R7.11.1） ※ひとり親等の就業相談は、母子家庭等就業・自立支援センターとしてR7から奈良しごとiセンターで実施	605	こども家庭課 奈良しごとiセンター
		76	スマイルセンター等、就業支援関係機関との連携による就業相談	一時保護退所後、個別状況に応じてスマイルセンター等の情報提供を実施	-	一時保護退所後、個別状況に応じてスマイルセンター等の情報提供を実施	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R6年度	決算額 (千円)	R7年度	予算額 (千円)	担当課
5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(2)就業支援の強化	77	母子・父子自立支援プログラムの実施	(こども家庭課) 母子自立支援プログラムの策定 【対象】児童扶養手当受給者 【内容】 <ul style="list-style-type: none">スマイルセンターのプログラム策定員により、自立・就業支援のための個別プログラムを策定プログラムに沿って、ハローワーク、福祉事務所、スマイルセンターが連携して就職を支援 <p>【プログラム策定人数】86人</p>	-	(奈良しごと・センター) 母子自立支援プログラムの策定 【対象】ひとり親家庭の親（原則） 【内容】 <ul style="list-style-type: none">奈良しごと・センターのプログラム策定員により、自立・就業支援のための個別プログラムを策定プログラムに沿って、ハローワーク、福祉事務所、スマイルセンターと連携して就職を支援 <p>【プログラム策定人数】38人 (R7.4~R7.11.1)</p>	-	こども家庭課 奈良しごと・センター
		78	女性の再就職準備相談事業	(女性センター) 専門の知識を持つ女性相談員による、再就職の一歩手前の相談から本格的な仕事探しまで、一貫した支援を行う無料相談や情報提供を実施 火～土 9:00～17:00 (祝日・休館日除く) (出張相談) エルトピア奈良 每月第2・4水曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 橿原市 每月第2・4金曜日 9:30～12:30 生駒市 每月第3水曜日 9:30～12:30 香芝市 每月第2火曜日 9:30～12:30 王寺町 每月第3木曜日 9:30～12:30 田原本町 每月第4木曜日 9:30～12:30 相談件数：256件 「再就職支援セミナー」の開催 「再就職支援講座（定期講座）」の開催	231	(しごと・センター) キャリアコンサルタントの資格を持つ就業相談員による、再就職の一歩手前の相談から本格的な仕事探しまで、一貫した支援を行う無料相談や情報提供を実施 月～土 9:00～17:00 (祝日・休館日除く) (出張相談) 橿原市 每月第2・4金曜日 9:30～12:30 生駒市 每月第3水曜日 9:30～12:30 王寺町 每月第3木曜日 9:30～12:30 田原本町 每月第4木曜日 9:30～12:30 「ミドルシニア女性のためのキャリアセミナー」の開催	-	女性センター 奈良しごと・センター
		79	働く女性のための情報相談事業（令和4年度より相談事業）	(女性センター) 専門の知識を持つ女性相談員による、仕事と子育ての両立、働き方、再就職、キャリアアップ等、女性が働くため、働き続けるための無料相談や情報提供を実施 火～土 9:00～17:00 (祝日・休館日除く) 相談件数：268件 「働く女性の育休トークサロン」の開催	53	(しごと・センター) キャリアコンサルタントの資格をもつ就業相談員による、仕事と子育ての両立、働き方、キャリアアップ等、女性が働くため、働き続けるための無料相談や情報提供を実施 月～土 9:00～17:00 (祝日・休館日除く) 「育休トークサロン」の開催	-	女性センター 奈良しごと・センター
	80	女性のチャレンジ応援事業（令和4年度より講座事業）	女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、意欲と能力ある女性の様々な分野へのチャレンジを支援する講座を開催 「働く女性応援講座」 内容：「知ってほしい女性のライフステージと心身の変化～いきいきと働き続けるために～」 時期：R6.11.30（土）14:00～16:00 場所：奈良県女性センター 講師：奈良大学副学長 教授 医学博士 奈良県立医科大学附属病院 女性専用外来担当 島本 太香子 氏 受講決定者：28人	56	※R7年度は男女共同参画推進セミナーとして実施	0	女性センター	

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)取組状況

資料2-2

基本目標	重点目標	No	事業名	R 6 年度	決算額 (千円)	R 7 年度	予算額 (千円)	担当課
5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(3)住宅支援の強化	81	県営住宅への一時受入	県営住宅への緊急的な一時受入について、個々の状況に応じた行政財産目的外使用の取り扱い	-	県営住宅への緊急的な一時受入について、個々の状況に応じた行政財産目的外使用の取り扱い	-	住宅課
		82	県営住宅への優先入居枠の設定	一般福祉世帯向け住戸として募集	-	一般福祉世帯向け住戸として募集	-	住宅課
		83	県営住宅への入居資格の緩和	県営住宅の入居者資格における居住地要件の緩和を実施 (H24.4条例改正) 県営住宅の入居者資格における同居親族要件の緩和（単身可）を実施 (H24.4条例改正) 県営住宅の入居者資格において、特別な事情がある場合は、連帯保証人を免除することができるよう条例を改正 (H30.3条例改正)	-	県営住宅の入居者資格における居住地要件の緩和を実施 (H24.4条例改正) 県営住宅の入居者資格における同居親族要件の緩和（単身可）を実施 (H24.4条例改正) 県営住宅の入居者資格において、特別な事情がある場合は、連帯保証人を免除することができるよう条例を改正 (H30.3条例改正)	-	住宅課
		84	県営住宅随時募集	県営住宅の入居時期を年4回の定時募集に加え、随時申込・入居が可能な随時募集を開始	-	県営住宅の入居時期を年4回の定時募集に加え、随時申込・入居が可能な随時募集を開始	-	住宅課
		※	県営住宅活用型女性支援強化事業	一時保護を必要とする困難な問題を抱える女性の多様な支援ニーズに対応するため、県営住宅を活用し一時保護中の居室として提供を行い自立支援を実施 活用実績：0名	248	一時保護を必要とする困難な問題を抱える女性の多様な支援ニーズに対応するため、県営住宅を活用した一時保護体制を整備し、一時保護者の自立支援を実施する。 活用実績：1名4日	430	中央こども家庭相談センター
	(4)同伴する子ども等への支援の強化	85	教育委員会・学校等との連携による、同伴するこどもが安全に修学できるための被害者に対する情報提供	児童相談部門、市町村の児童福祉等と連絡・連携を通して教育委員会、学校と連絡調整を図り、同伴するこどもが安全に就学出来るよう努めた。	-	児童相談部門、市町村の児童福祉等と連絡・連携を通して、同伴児童の早期に安全に就学できるよう調整を図る。	-	中央こども家庭相談センター
		86	高校入試で住民票異動が困難な場合の受験の許可、学期途中の転入学試験の実施	高校入試で住民票の異動が困難な場合の受検を許可	-	高校入試、転入学試験において事情に応じて対応しており、今後も続けていく予定。	-	高校教育課
		87	児童虐待を受けた児童生徒に対する教科書給与	児童虐待が原因で住所を異動した児童生徒に対して、教科書を無償で給与するための報告書を文部科学省に送付し教科書を給与する。	-	児童虐待が原因で住所を異動した児童生徒に対して、教科書を無償で給与するための報告書を文部科学省に送付し教科書を給与する。	-	義務教育課
		88	教育ボランティアの設置	外部からの教育ボランティアの配置はないが、保育士、心理担当職員、女性相談支援員及び児童相談部門等と連携し同伴するこどもへの学習支援の一助とした。	-	外部からの教育ボランティアの配置はないが、センター内の保育士、心理担当職員、女性相談支援員等により同伴児童への学習支援を行う。	-	中央こども家庭相談センター
		89	短時間学習の実施	一時保護所に配置された保育士による同伴する就学児に対して短時間学習を実施	-	一時保護所に配置された保育士によって、同伴児童に対して短時間学習を実施する。	-	中央こども家庭相談センター